



現在の住宅政策(各種補助制度)一覧

【栃木県】

詳しくは、県及び宇都宮市の担当窓口にご照会ください。

名称	目的	補助率等
栃木県住宅用太陽光発電システム等設置支援事業費補助金	一般家庭における太陽光発電システムの普及を支援し、再生可能エネルギーの促進を図る。	・新築・建売住宅：公称最大出力1kwあたり1万円(上限3万円) ・既築住宅：公称最大出力1kwあたり2万円(上限6万円)
とちぎ材の家づくり支援事業費補助金	県産材を利用した木造住宅の建設を支援することにより、木造住宅供給の促進及び林業・木材産業の活性化を図るとともに、木材の地産地消による二酸化炭素の排出量の抑制を図る。	1戸当たり 上限60万円

【宇都宮市】

名称	目的	補助率等
住宅改修補助金	住宅の性能や機能を向上させるため、改修工事費の一部を補助する。	住宅性能を向上させるために必ず行う工事(必須工事)費10万円以上を含む改修費の10%(限度額：100千円)
木造住宅耐震診断補助金	地震による住宅の倒壊等の被害から市民の生命、生活の安全・安心を確保するため、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築され、耐震改修が必要と診断された、木造2階建て以下の住宅の、耐震診断・改修・建て替え費用の一部を補助する。	・診断 診断費用の2/3(限度額：100千円) ・改修 耐震改修費用の1/2(限度額：600千円)
木造住宅耐震改修補助金	同上	・建て替え 耐震改修費用相当分の1/2(限度額：600千円)
り災住宅補修等利子補給制度	東日本大震災により災した住宅の早期復旧を図るため、金融機関から融資を受けて改築・補修をする場合の負担金利の一部を補助する。	・半壊以上の住宅 融資額のうち500万円まで、年2%以内の金利相当額 ・一部損壊の住宅 融資額のうち100万円以上500万円まで、年1%以内の金利相当額
高齢者にやさしい住環境整備事業費補助金	在宅の要介護高齢者の住環境の整備を促進するため、住宅改良に要する経費の一部を補助する。	整備費の3/4(限度額：900千円)
重度身体障がい者住宅改修費補助金	重度身体障がい者の日常生活を容易にし生活環境の整備を図るため、住宅設備を改修する経費の一部を補助する。	改造費の3/4(限度額：900千円)
住宅用太陽光発電システム設置費補助金	住宅用太陽光発電システムの普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、設置費の一部を補助する。	補助率 30千円/kw 補助上限：4kw 120千円
住宅用高効率給湯器設置費補助金	住宅用高効率給湯器の普及を促進し、温室効果ガスの排出抑制を図るため、設置費の一部を補助する。	定額補助 高効率給湯器 10千円/台
大谷石利用促進事業補助金	市民の大谷石への愛着の醸成や大谷石の印象の向上を図り、もって大谷石の利用促進を図るため、一般住宅等の新増築、改築等の際、内外装材として大谷石を使用した場合の工事費に係る経費の一部を補助する。	工事費 補助対象事業費の30/100以内(限度額) 住宅(5㎡以上) 200千円
アスベスト対策費補助金	市民のアスベストによる健康被害を防止するため、所有者等に対し、除去等費用の一部を補助する。	・調査費用(国10/10)(限度額250千円) ・除去等費用×2/3(国・市各1/3)(限度額2,000千円)
浄化槽整備事業補助金	市街化調整区域および用途区域が指定されていない地域のうち、下水道などが整備されない、または長期間整備されない地域(事業認可区域を除く)における快適な生活環境の確保及び公共用水域の水質保全を図るため、合併処理浄化槽の設置費用の一部を補助する。	7人槽の場合 浄化槽設置(限度額605千円) 国1/2、県2/10、市3/10 単独浄化槽からの転換(限度額120千円) 敷地内処理装置(限度額125千円)
水洗便所改造資金利子補給補助金	農業集落排水の処理区域内の水洗化を進めるため、既設の便所を水洗便所に改造する工事に必要な資金の融資あっせんを行い、融資機関に対し利子補給をする。	年利2.2%
雨水貯留施設設置費補助金	雨水の流出を抑制し、市街地の浸水被害を解消するため、雨水貯留・浸透施設の設置費用の一部を補助する。	貯蔵タンク(住宅1棟につき1基まで) 40,000円/基 浸透ます(住宅1棟につき4基まで) 25,000円/基 浄化槽転用(住宅1棟につき1基まで) 60,000円/基 ゲッケイジュヤモクレンなど、11種類のうち、希望するもの1本。
新築住宅などに記念樹を贈呈	緑豊かな潤いのあるまちづくりを目的とし贈呈する。	

「住生活基本計画」を改定へ

宇都宮市では現在、市の住宅政策の中心となる「住生活基本計画」の改定作業を進めています。同計画は平成20年度から27年度までの8年間の計画で策定されましたが、中間年度を過ぎ、少子高齢・人口減少社会に直面するなど社会情勢も大きく変化していることから、改定作業を進めているもので、自由民主党議員会では、より市民の声が反映された計画になるよう市に要望してまいります。ご意見・ご要望等をお寄せください。

国は昨年、「住生活基本計画(全国計画)」の見直し・改定を行いました。改定のポイントとしては①ハード面(広さ等)

少子高齢・人口減少社会の到来に対応

に加え、ソフト面の充実による生活の向上②老朽マンション対策など、住宅ストックの管理・再生対策の推進③新築住宅市場に加え、既存住宅の流通・リフォーム市場の整備促進—を挙げています。宇都宮市でも少子高齢・人口減少社会に直面し、新築住宅市場が転換期を迎える一方、既存住宅流通市場の低迷など、住宅ストックの適正な管理と

再生が重要な課題となっています。また、依然として耐震性能を満たさない住宅が多く存在すること、高齢者世帯の大幅な増加、住宅の省エネ性能の向上と低炭素社会の実現に向けた住まい方、住宅セーフティネットの確保など、多くの課題を抱えており、市民一人一人の価値観、ライフスタイルやライフステージに応じた

新たな住宅施策の取り組みが求められています。市では、改定にあたり、「現行計画の基本理念を継承しつつ、本市の将来都市構造である『ネットワーク型コンパクトシティ』の実現に向けた都市拠点の形成や、中心市街地の再生などの視点に加え、少子高齢・人口減少社会の到来を踏まえ、市民の住まい方の変化に的確に対応した、誰もが住み慣れた地域で快適にづくりの視点から検討を行う」としてまいります。

私たちは、住宅住み替えや中古住宅・マンション等の有効活用、空き家対策、緑豊かな都市環境の整備、集中豪雨時の浸水対策等災害対策などの都市基盤の整備も重要な課題であると考えております。「住んで良かった」と思える宇都宮をつくっていくため、改定計画が市民のニーズを反映したよりよい計画になるよう、積極的に市に働きかけてまいります。皆様のご意見・ご要望等、お寄せください。